



あなたの個人情報を守ります

利用停止の決定は？

利用停止の請求があった日から原則として30日以内に、個人情報の利用を停止するかどうかの決定を行い、請求者にその内容をお知らせします。

不服申立ての手続きは？

開示請求、訂正・削除の請求または利用停止の請求に係る決定に不服があるときは、各実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いたうえで、決定を行います。

開示請求に必要な費用は？

「開示請求」、「訂正・削除請求」、「利用停止請求」、「不服申立て」の手数料は無料です。

ただし、公文書の写しを受け取られる場合は、白黒書類で1枚につき10円が必要となります。

運用状況は

広報で公表します

「開示請求」、「訂正・削除請求」、「利用停止請求」の件数とその請求に対する決定の件数、不服申立ての件数など個人情報保護制度の運用状況については、年1回広報に掲載し、市民の皆さんにお知らせします。

法律における

民間事業者の義務は？

「個人情報の保護に関する法律」は5月30日公布されましたが、民間事業者が保有している個人情報の取り扱いについての義務は、公布後2年以内に施行されることになっていきます。

民間事業者が個人情報を取り扱う際の義務には、次のようなものがあります。

- ① 保有している個人情報について、どのような目的で利用しているのか、原則として、本人に通知することとなっています
 - ② 保有している個人情報を本人の同意を得ないで第三者に提供することはできないこととなっています
 - ③ 保有している個人情報について、原則として、本人に開示することとなっています
 - ④ 保有している個人情報の内容が事実でないときは、求めにより訂正を行うこととなります
 - ⑤ 保有している個人情報が、利用目的の制限、適正な取得、第三者への提供の制限に違反しているときは、求めにより、利用停止することとなります
- 意味不明な者からのダイレクトメールや電話による商品の勧誘など、自分の情報が自分の知らないところでどのように流れているのか、不安を感じられたことがありますか。こうした民間の事業者が保有している個人情報について、法律が施行される2年以内に、本人が関与することができるようになります。
- 民間事業者が取り扱っている個人情報に対する苦情についても、総務課・情報公開窓口で相談に応じますので、お気軽にお尋ねください。もちろん、市の実施機関に対する苦情についても、情報公開窓口でご相談に応じます。

個人情報の収集は必要最小限に!!



か、不安を感じられたことがありますか。こうした民間の事業者が保有している個人情報について、法律が施行される2年以内に、本人が関与することができるようになります。

民間事業者が取り扱っている個人情報に対する苦情についても、総務課・情報公開窓口で相談に応じますので、お気軽にお尋ねください。もちろん、市の実施機関に対する苦情についても、情報公開窓口でご相談に応じます。

情報公開窓口



市では、情報公開制度および個人情報保護制度を市民の皆さんに利用しやすいものとするため、総務課内に「情報公開窓口」を設置しています。制度の内容について、また、自己の個人情報について不安を感じられたこと、相談したいことがありますしたら、お気軽に情報公開窓口までお尋ねください。

長門市役所3階

総務課・情報公開窓口

(文書法令係)

☎23-11112

